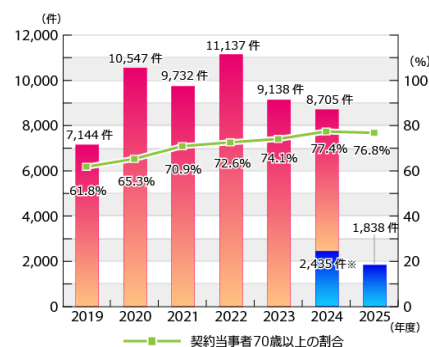


登米市消費生活通信

第16号 2026年度(6月)

テレビショッピングは広告以外の情報もしっかり確認！

全国の消費生活センターには、テレビショッピングに関する消費者トラブルが寄せられており、イメージ違いに関する相談「高齢の家族が次々と購入してしまう」といった家族からの相談もあります。契約当事者を年代別にみると70歳以上の相談が全体の約8割弱を占め、高齢者からの相談が目立ちます。テレビショッピングは実物を確認して購入することができません。また、返品・解約の可否、条件の説明を見逃しているかもしれません。注文の電話でもよく確認しましょう！



【相談事例】

- ① 母がテレビショッピングでマッサージ器を購入したが、叩く力が強くて使えないと感じたため、返品を申し出たが、事業者は応じなかった。
- ② テレビショッピングでポータブルバッテリーを購入した。よく考えたら不要なのでキャンセルしたい。
- ③ 父がテレビショッピングで真空ポンプと真空保存袋を注文した。電話で定期購入を勧められ、断ったにもかかわらず定期購入になっていた。
- ④ 認知症の母がテレビショッピングで次々と健康食品を注文してしまう。母からの注文はすべて断るよう申し出る先はあるか。

【トラブルの特徴】

- 商品が自身に合わないため使用できない・イメージと異なる。
- 返品や解約ができないことがある。
- 定期購入に関する相談がみられる。
- 契約者以外の家族等からの相談もみられる。



【アドバイス】

- ◎テレビ広告の情報だけではなく、電話口でも商品についてよく確認しましょう。
- ◎返品・解約条件を確認しましょう。
- ◎意図せず定期購入になっていないか確認しましょう。
- ◎判断力が低下した高齢の家族が次々と購入してしまう場合、事業者へ相談しましょう。

※商品の使用感、サイズ、返品・解約の可否、条件、定期購入か単品での販売か確認し、定期購入が不要ならばっきり断りましょう。

光回線サービス乗り換えの勧誘に注意!!



2015年1月より、NTT東西から光回線サービスの提供を受けた電気通信事業者（光コラボレーション事業者）が、電話勧誘等により光回線サービスの営業活動を行っています。このサービスは、従来の工事等を伴うサービス乗り換えとは異なり、「転用」や「事業者変更」という簡易的な手続きによりサービス乗り換えが可能となりました。サービス内容や契約条件は乗り換え先の事業者により異なりますので、事業者に詳細を確認のうえ、十分に検討しましょう。

転用：NTT東西が提供する光回線サービスから光コラボレーション事業者が提供する光回線サービスに乗り換える手続き

事業者変更：光コラボレーション事業者が提供する光回線サービスから別の光コラボレーション事業者またはNTT東西が提供する光回線サービスに乗り換える手続き

転用・事業者変更（乗り換え）の注意点

① 転用承諾番号や事業者変更承諾番号の取得をお願いする勧誘電話に注意しましょう。

- ・NTT東西から、転用や転用承諾番号の取得をお願いすることはありません。
- ・転用・事業者変更が完了すると、乗り換え元の事業者との契約は解約になり、乗り換え先の事業者との新たな契約になります。

② 解約料（違約金）の請求に注意しましょう。

- ・「料金が高くなった」などの理由で解約したいと思っても、解約料（違約金）を請求される場合があります。
- ・内容が不明確で高額な分割払い契約を実質無料として契約させ、解約した場合に残債を一括請求しようとする事業者もいます。

③ 転用・事業者変更によって必ず料金が安くなるわけではありません。

- ・料金が変わらないまたは高くなってしまう場合もあり得ます。「安くなる」、「お得になる」といった勧誘を鵜呑みにせず、現在の契約内容をしっかり確認しましょう。
- ・既に契約してしまった場合でも、乗り換え前までは無償で契約解除できる場合があります（初期契約解除制度）。不明な点があったら、すぐに事業者に連絡しましょう。
- ・複数のオプションを付けられて高額な契約になることもあるので、契約内容をよく確認しましょう。

◎初期契約解除制度

契約書面受領日から8日以内に、契約解除を行う旨のはがき等の書面を發することにより、利用者の都合のみで契約を解除することができます。 違約金の支払いは不要ですが、利用したサービスの料金、工事費、事務手数料については請求されることがあります。

【注】 固定電話が廃止になるので光回線への切り換えが必要ですよといった、事実と異なる勧誘が行われているケースがあります。併せて注意しましょう。



旅行予約サイト 申し込み前によく確認！

旅行予約サイトを通じて予約する場合は、店舗での予約と異なり、対面で詳しく説明を受けることができません。キャンセル料が100%かかる、などの条件がついていたり、日本語表示のサイトでも海外事業者が運営している場合もあります。消費者自身が申し込み完了前に、事業者情報や契約条件、予約内容を十分に確認したうえで契約する必要があります。

【相談事例】

海外事業者が運営する旅行予約サイトでホテルと航空券を同時に予約した。「〇月〇日まではキャンセル料無料」と表示されていた。都合が悪くなりキャンセルしたところ、ホテルは問題なく無料でキャンセルできたが、航空券はキャンセル料が100%かかった。旅行予約サイトのページにはホテルはキャンセル無料と記載されていたが、航空券は特に記載されていなかったと思う。旅行予約サイトに連絡すると、ホテルと航空券は別業者なので対応が違うと言われた。

インターネットで旅行予約する際のポイント

サイト利用時

【事業者の情報】

- ◆日本の事業者か海外の事業者なのか
- ◆旅行業法上の登録があるか
- ◆カスタマー対応窓口への連絡手段（電話、メール、チャットなど）

<注意> 海外事業者の場合、英語対応となる可能性があります。

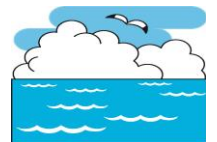


申込完了前

【キャンセル条件等】

- ◆キャンセルの可否、キャンセル無料期間
- ◆日程やプラン内容、氏名などに誤りがないか
- ◆旅行の総額費用

<注意> 解約や内容変更等に関する条件は、原則契約内容にしばられます。申し込み完了直後に入力ミス等に気付いても、無条件で解約・変更ができるわけではありません。申し込み完了前に名前のつづりやメールアドレスを含め、旅行日程等の予約内容が正確に入力されているかよく確認しましょう。また申込内容が確認できる画面をスクリーンショットするなど保管しましょう。



申込後

【予約内容】

- ◆予約確認メールやマイページ上の記載内容に誤りがないか
- ◆誤りがある際は、すぐに事業者に連絡
- ◆旅行の資料は、旅行が終わるまで保管

<注意> 事業者とのやり取りは送信日時がわかる形で保管しましょう。



多重債務者等無料法律相談会のご案内

登米市では、多重債務問題の解決に向けて、毎月第4金曜日に迫町佐沼のとめ市民活動プラザにおいて、弁護士や司法書士による多重債務者等無料法律相談会を行っています。**事前予約が必要**となりますので、窓口までご連絡ください。(4月・5月は終了)

★相談時間 13:00～15:50 1件30分 毎回5名まで予約受付★

日程	担当者	日程	担当者
6月26日(金)	開発弁護士	11月27日(金)	柳渕司法書士
7月24日(金)	佐竹司法書士	※12月18日(金)	開発弁護士
8月28日(金)	開発弁護士	令和9年1月22日(金)	開発司法書士
9月25日(金)	柳渕司法書士	2月26日(金)	及川弁護士
10月23日(金)	及川弁護士	3月26日(金)	佐竹司法書士

※12月は第3金曜日に行います。

※担当者は変更する場合があります。最新情報については「広報とめ」でご確認ください。

借金問題は必ず解決します！ 一人で悩まずぜひご相談ください！

刈払い作業は細心の注意を払って行いましょう

刈払い作業を行う機会が多くなる時期です。思わぬ大事故が起きることがありますので、十分注意して作業を行いましょう。

【アドバイス】

- 事故を防ぐために長袖、長ズボンの作業衣、保護メガネ、防振手袋等刈払作業に必要な服装を整えてから作業を行いましょう。
- 作業を中断する際は、必ず刈払機のエンジンや電源を切りましょう。
- 刈払作業中の作業には近づかないようにしましょう。
- 刈刃のキックバックを避けるため「往復刈り」や「大振り」はしないようにしましょう。

出典・イラスト：国民生活センター



イラスト：消費者庁

登米市消費生活相談窓口

☎0220-58-2117(直通)

【相談時間：月～金(祝祭日・年末年始を除く)9:00～12:00・13:00～16:00】
(登米市南方町新高石浦130番地(登米市役所南方庁舎2階 市民生活課内))

出前講座のお問い合わせはこちらまで！